

# 男女共同参画の視点からみる防災・災害復興対策に関する提言 (2012)

特定非営利活動法人イコールネット仙台

## 1. 意思決定の場における女性の参画の推進

- (1) 復興計画や防災計画を策定する委員会等、防災・災害復興対策に関する意思決定の場に、女性委員を3割以上参画できるようにする。
- (2) 防災計画等の策定段階に高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児を抱えた母親、外国人等、災害時に困難を抱える状況にある当事者の声が反映されるようにする。
- (3) 避難所・仮設住宅の運営に女性の参画をすすめ、責任者としての役割を担うことができるようにする。
- (4) 女性のもつ専門的知識やネットワーク及び地域レベルで蓄積された知識や経験を活用する。
- (5) 復興施策および防災計画をすすめる各防災担当部局に女性・生活者の視点を反映させるよう女性の職員を積極的に配置していく。
- (6) 以上の取り組みについて、実効性のある仕組みづくりをすすめる。

## 2. 女性の視点を反映させた避難所運営

- (1) 平時から、地域単位で、住民・施設管理者・行政で構成される避難所の運営にかかる組織を設置し、避難所開設や運営マニュアルについて話し合っておく。組織には、必ず一定割合の女性が参画できるようにする。また、マニュアルを作成する際には、女性・若者・障害者・高齢者・子ども等の意見が反映されるよう配慮し、運営には、性別に偏らず、公平に役割を分担することを明記する。内容については、定期的に見直しを行う。
- (2) 避難所開設にあたっては以下の点に配慮する。
  - ① 避難所内には、以下の設備を設置する。  
男女別の仮設トイレ・男女別の更衣室・授乳室・間仕切り・男女別の物干しスペース・多目的トイレ・子どものためのスペース・ペットのためのスペース
  - ② バリアフリー化、非常用電源の整備をすすめる。
  - ③ 女性用物資の確保と女性による配布体制づくり
  - ④ 衛生管理方法や、清掃、調理等についての配慮
  - ⑤ 女性や子どもの安全対策としての警備体制を整える
  - ⑥ 女性のためのクリニックや助産師によるからだの相談窓口を設置、場所については近隣の空間に設置し、安心して相談できる環境をつくる。
  - ⑦ 在宅避難者への物資・情報等の提供
  - ⑧ 福祉避難所・帰宅困難者のための一時避難所についても女性や要援護者に対する空間づくりや物資等について配慮する。
  - ⑨ 避難所における掲示物等に多言語または絵文字等誰にでもわかる表現方法を使用する。

## 3. 多様な女性のニーズに応じた支援

- (1) 災害時に困難を抱える人たちは、移動や避難所での生活が困難な場合があり、妊産婦・

乳幼児・要介護者、障害者等とその家族については、安全確認ができれば、在宅避難も可能とし、物資や情報等について、優先的に支援の対象とする。あるいは、事前に、民間の宿泊施設等と協定を結び、避難場所として提供してもらえようとする。

- (2) 障害者（障害の種類）、妊産婦（妊娠期）、乳幼児（月齢）、病人（病気の種類）、高齢者（年齢）、セクシュアル・マイノリティ等に対して、それぞれのニーズを踏まえたきめ細かなサポート体制を整備する。
- (3) 災害時及び被災後、外国籍の人々にも被災者としてのサポートを行う。その際、出身地によって文化が異なるので、被災者のニーズに合った配慮を行う。
- (4) 心とからだのケア等、被災した女性は誰もが相談を受けられるよう、相談体制を整備し、利用しやすくする。

#### 4. 労働分野における防災・災害復興対策

- (1) 被災地では、配偶者や親を亡くし、経済的な支えを失っている女性たちや、被災を理由に不当に解雇された女性たち等もいる。そうした場合に相談できる労働相談窓口を速やかに開設し、女性が就労しやすい雇用を確保する。
- (2) 女性は被災下で、家庭のケア負担が重くなっており、仕事量が増えている場合等はますます家庭と仕事の両立が困難になっている。男女ともに災害特別休暇の取得を可能にする。家庭と仕事の両立を促進する。
- (3) ひとり親家庭や離職した女性に対する経済的支援や自立支援を行う。

#### 5. 災害時におけるDV防止のための取り組みの推進

- (1) 災害時のような混乱時には、レイプやDVが起こることを予測した取組みをすすめる。
- (2) 男性がストレスからの暴力を弱者（女性・子ども・高齢者等）に向けないような取組みをすすめる。
- (3) 電話や面接相談の開設や一時的保護施設が通常施設以外にも用意されるようにする。
- (4) 性暴力被害者が責められることなく訴えることができ、支援されるシステムをつくる。
- (5) 自治会等の運営リーダーやボランティアへのDVや性暴力防止の研修を行う。

#### 6. 防災・災害復興に関する教育の推進

- (1) 女性の災害・復興アドバイザーを育成し、地域に住む人々の支援体制を実効性のあるものに整備する。
- (2) 妊産婦、乳幼児を持つ女性、介護をしている女性等を対象に、防災に関する研修や訓練の機会を提供する。その際、臨時の託児所やショートステイサービスなど参加しやすくするための環境づくりをすすめる。
- (3) 各地域において、自主防災組織を始めとする組織が、自助・共助体制をすすめる上で必要な支援に力を入れる。
- (4) 防災に関して、自治体の防災担当職員の人材育成及び地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO等のリーダーの育成をすすめるとともに、妊産婦や障害者等、災害時に困難を抱える人々に関して必要な現場対応について研修の機会を設ける。
- (5) 被災者が災害にかかわる正確な情報を入手する方法や情報を伝えるネットワークづくりに向けた研修を地域レベルで行う。